

令和元年度第2回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：令和元年7月12日（金）
午前9時30分～10時30分
場所：本館3階 委員会室

日程第1 会長選出の件

箕面市個人情報保護制度運営審議会規則第2条第1項の規定に基づき、委員の互選により、岡田委員が会長に選出された。

日程第2 会長職務代理者指名の件

箕面市個人情報保護制度運営審議会規則第2条第3項の規定に基づき、会長が藤田委員を会長職務代理者に指名した。

日程第3 諮問事項について

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事務について
【子ども未来創造局 子育て支援課】

【概要】

令和元年10月から消費税が10%に引き上げられることに伴い、児童扶養手当受給者のうち未婚のひとり親に対して臨時・特別給付金が支給されることから、支給に係る事務に電算システムを導入することで効果的に実施する。このシステム構築に関して、箕面市個人情報保護条例第11条に基づき、「情報システムを利用し、保有個人情報を処理しようとするとき」に該当するため、諮問するものである。

【質疑応答】

委：①説明資料内に「児童扶養手当対象者の情報を利用するものではありません。」とあるが、ここの「利用」はどういった意味か。②児童扶養手当振込口座以外の口座へ入金希望した方（B）が本人確認としてマイナンバーカードを提示した場合、マイナンバー利用事務となるのか。③戸籍謄本を提出さ

せる理由はなにか。

市：①児童扶養手当対象者全員にそのままチラシを封入するだけであるため、今回の対象者（約80人）の方を抽出して情報を利用するわけではないという意味である。②本件は利用事務ではないため、マイナンバーをひかえることはない。あくまで本人確認書類として扱う。③本事業の対象者は、未婚のひとり親であるため、婚姻歴がないかの確認をするため必要となる。

委：そうすると、現在の戸籍謄本だけではいけないということか。

市：国からの通知では、現行戸籍謄本を提出することとなっている。その上で、市が審査が必要と判断すれば、公用で調査する。調査することについての本人同意欄は、申請書裏面に設けている。

委：金融機関に提出したデータは市のどこかのサーバーに残っているのか。

市：残っていない。1回限りの事業となるため、提出したCD-ROM等の電子媒体も廃棄する。

委：金融機関に提出する際の抽出した元データはどうするのか。

市：システムの中には残される。

委：事業終了後のシステム内データはどうなるのか。抽出元である児童扶養手当システムデータはそのまま存在すると思うが、抽出した対象者のデータは本事業だけのものなので、事業終了後は間違いなく消去されるという認識でよいか。

市：そのとおりである。事業終了後の運用は今後検討していく予定だが、不要な情報は早急に削除し、国の定める補助金交付要綱等に則って対応していく。

委：DV被害者情報については、きわめてセンシティブな情報である。この情報を住基システムで確認できるのはこういった職員か。

市：参事以上の正規職員のみである。

委：事実婚で、相手の生死が不明である場合、どのように確認するのか。

市：この間の来庁歴やスマホ等で連絡などがないかを確認する。

委：本事業は低所得者への措置の一つだが、なぜ、未婚のひとり親が対象となっているのか。

市：国からの説明は特にない。未婚のひとり親家庭は、税制上寡婦控除を受けられないため、対象としているのではないかと想定している。

<質疑応答終了後>

委：事業終了後のデータ廃棄が担保されるのであれば、本件は問題ないと思う。

【答申】

本件は「適切である」と答申する。